

事例9 地裁で勝訴確定し難民認定された事案の異議棄却理由

《妻》

- 1 あなたは、本国において、大学で反政府活動の集会等に参加し、警察に身柄拘束されたり暴行を受けたこと、本邦において、1998年ころから、ビルマ女性連盟日本支部等に参加し活動を行っていること、2006年にはビルマ民主連合(DFB)日本支部に加入し、デモ等に参加していることなどから、「政治的意見」及び「特定の社会的集団の構成員であること」を理由に迫害を受ける恐怖を有している」と主張しています。

しかしながら、本国における活動について、仮にあなたの供述を前提としても、あなたは多数の参加者の一人としてデモや集会等に参加した程度にすぎません。その後自己名義旅券の発給を受け、同旅券を用いて本国を出国していることなどからすれば、あなたが本国政府から反政府活動家として殊更注視されていたとは認められません。

また、あなたは、本邦への入国動機について、当初、稼働目的であった旨供述していた上、本邦入国後逮捕されるまで約14年にわたり、何ら合理的な理由なく難民認定申請を行わず、不法就労を継続し本国家族に送金していること、在京ミャンマー大使館において税金を納め、自己名義旅券の更新手続を行っていることなどからすれば、あなたが迫害の恐怖から逃れるために本国を出国し、本件難民認定申請を行ったものとは認められません。

あなたの本邦における活動を見ても、デモへの参加や講演会・会合の準備など一般メンバーとして活動しているにすぎず、あなた自身、出産や子供の世話によって熱心に活動できなかった旨供述していることなどからすれば、あなたの本邦での活動を理由として迫害を受けるという客観的具体的な危険性は認められません。

その他あなたの主張や提出証拠をすべて検討しても、迫害を受ける恐怖を有しているとの主張に十分な理由があるとは認められません。

したがって、あなたは難民の地位に関する条約第1条A(2)及び難民の地位に関する議定書第1条2に規定する難民とは認められず、原処分に誤りはありません。

- 2 なお、出入国管理及び難民認定法第61条の2の9第3項に基づき、難民審査参与員の意見を聴いた結果、難民審査参与員はいずれも、前記同様の理由によって、あなたの難民該当性は認められないと述べています。

《夫》

- 1 あなたは、本国において、大学で反政府活動の集会等に参加し、警察に身柄拘束されたり暴行を受けたこと、本邦において、1998年ころから1ビルマ女性連盟日本支部等に参加し活動を行っていること、2006年にはビルマ民主連合(DFB)日本支部に加入し、デモ等に参加していることなどから、「政治的意見」及び「特定の社会的集団の構成員であること」を理由に迫害を受ける恐怖を有している」と主張しています。

しかしながら、本国における活動について、仮にあなたの供述を前提としても、あなたは多数の参

加者の一人としてデモや集会等に参加した程度にすぎません。その後自己名義旅券の発給を受け、同旅券を用いて本国を出国していることなどからすれば、あなたが本国政府から反政府活動家として殊更注視されていたとは認められません。

また、あなたは、本邦への入国動機について、当初、稼働目的であった旨供述していた上、本邦入国後逮捕されるまで約 14 年にわたり、何ら合理的な理由なく難民認定申請を行わず、不法就労を継続し本国家族に送金していること、在京ミャンマー大使館において税金を納め、自己名義旅券の更新手続を行っていることなどからすれば、あなたが迫害の恐怖から逃れるために本国を出国し、本件難民認定申請を行ったものとは認められません。

あなたの本邦における活動を見ても、デモへの参加や講演会・会合の準備など一般メンバーとして活動しているにすぎず、あなた自身、出産や子供の世話によって熱心に活動できなかった旨供述していることなどからすれば、あなたの本邦での活動を理由として迫害を受けるという客観的具体的な危険性は認められません。

その他あなたの主張や提出証拠をすべて検討しても、迫害を受ける恐怖を有しているとの主張に十分な理由があるとは認められません。

したがって、あなたは難民の地位に関する条約第 1 条 A(2)及び難民の地位に関する議定書第 1 条 2 に規定する難民とは認められず、原処分に誤りはありません。

- 2 なお、出入国管理及び難民認定法第 61 条の 2 の 9 第 3 項に基づき、難民審査参与員の意見を聴いた結果、難民審査参与員はいずれも、前記同様の理由によって、あなたの難民該当性は認められないと述べています。